

令和3年度一般会計予算特別委員会 提出資料

令和3年3月22日提出

No	予算 書頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
1	14	債務負担行為	海外プレスツアー企画運営委託料の事業概要	国際政策課	5
2	25	負担金 民生費負担金	保育所に係る保護者負担の他市比較資料	子育て支援課	6
3	29	手数料 衛生手数料	ごみ袋に係る住民負担の他市比較資料	環境対策課	7
4	51	財産売却収入 不動産売却収入	売却対象土地一覧	財産活用課 都市施設整備推進室	8
5	58	雑入 雑入	児童クラブ利用料の他市比較資料	学校教育課	9
6	63 98	議会費 議会費 総務管理費 諸費	飯塚自衛隊協力会の活動状況	議会事務局 防災安全課	10
7	64	総務管理費 一般管理費	職員の残業・休暇に関する調書	人事課	11
8	64	総務管理費 一般管理費	職員研修に関する調書	人事課	13
9	73	総務管理費 財産管理費	穂波庁舎改修事業費の事業概要	生涯学習課	15
10	74	総務管理費 財産管理費	市有財産売却事業費	財産活用課	16
11	82	総務管理費 地域振興費	定住促進事業の過去3年の実績がわかるもの	総合政策課	17
12	89	総務管理費 人権推進費	部落差別解消推進団体の認定基準と該当団体一覧、及び2009年度以降交付実績	人権・同和政策課	22
13	97	総務管理費 諸費	空家対策事業（老朽危険家屋解体撤去補助金の執行状況、財産管理人に関する概要）	建設政策課	23
14	101	徴税費 賦課徴収費	市税等徴収率向上事業の事業概要	税務課	24
15	119	社会福祉費 障がい者福祉費	障がい者相談員の過去3年間の相談の内容が分かるもの、委員名簿、委員歴	社会・障がい者福祉課	25
16	124	児童福祉費 児童福祉総務費	家庭児童相談室について	子育て支援課	27

No	予算 書頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
17	124	児 童 福 祉 費 児 童 福 祉 総 務 費	過去2年の子どもの出生数、今後の予定される出生数	子 育 て 支 援 課	28
18	124	児 童 福 祉 費 児 童 福 祉 総 務 費	養育支援訪問事業に関する厚労省のガイドライン及び市の要綱	子 育 て 支 援 課	29
19	124	児 童 福 祉 費 児 童 福 祉 総 務 費	保育士確保対策事業に関する調書	子 育 て 支 援 課 子 育 て 支 援 政 策 課	39
20	124	児 童 福 祉 費 児 童 福 祉 総 務 費	保育士の処遇に係る資料一覧(公立私立比較)	子 育 て 支 援 課	41
21	128	児 童 福 祉 費 母 子 父 子 福 祉 費	ひとり親家庭等日常生活支援事業の過去3年の内容がわかるもの	子 育 て 支 援 課	42
22	130 223 229 235	児 童 福 祉 費 保 育 所 費 小 学 校 費 学 校 管 理 費 中 学 校 費 学 校 管 理 費 幼 稚 園 費 幼 稚 園 費	公立保育所・こども園、小学校、中学校すべての日本スポーツ振興センター負担金の保護者への支払いの流れがわかるもの	子 育 て 支 援 課 教 育 総 務 課	43
23	133	児 童 福 祉 費 青 少 年 対 策 費	児童クラブ支援員配置状況等一覧(過去5年間)	学 校 教 育 課	44
24	139	生 活 保 護 費 扶 助 費	扶助状況推移(8扶助/過去10年間)	生 活 支 援 課	45
25	141	保 健 衛 生 費 保 健 衛 生 総 務 費	無料低額診療事業補助金に関する概要	健 幸 ・ ス ポ ー ツ 課	46
26	145	保 健 衛 生 費 健 康 づ くり 推 進 費	ゲートキーパー養成研修会の過去の実績(回数、参加者数、対象、効果)	健 幸 ・ ス ポ ー ツ 課	47
27	146	保 健 衛 生 費 健 康 づ くり 推 進 費	乳幼児育成指導事業の実績	健 幸 ・ ス ポ ー ツ 課	48
28	146	保 健 衛 生 費 健 康 づ くり 推 進 費	産後ケア事業の実績と内容	健 幸 ・ ス ポ ー ツ 課	49
29	147	保 健 衛 生 費 健 康 づ くり 推 進 費	ヘルスケアプロジェクト事業、運動・スポーツ習慣化促進事業費の事業概要、同種の県事業に関する資料	健 幸 ・ ス ポ ー ツ 課	50
30	148	保 健 衛 生 費 健 康 づ くり 推 進 費	乳幼児健診 集団・個別健診比較表	健 幸 ・ ス ポ ー ツ 課	53
31	148	保 健 衛 生 費 健 康 づ くり 推 進 費	乳幼児健診事業の概要	健 幸 ・ ス ポ ー ツ 課	55
32	152	保 健 衛 生 費 上 水 道 費	水道事業会計補助金の根拠、内訳(5年間)	財 政 課	56

No	予算 書頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
33	155	清 掃 費 ごみ 処 理 費	ごみ処理状況の推移・ごみ収集業務委託状況調べ	環 境 対 策 課	59
34	158	労 働 諸 費 労 働 諸 費	再就職応援事業費の事業概要・実績と県事業に関する資料	経 済 対 策 室	62
35	177 178	商 工 費 商 工 業 振 興 費	先端情報技術支援事業費及びブロックチェーン技術研修会の事業概要	産 学 振 興 課	64
36	178	商 工 費 商 工 業 振 興 費	事業者実態調査事業・飲食店応援地域活性化応援券発行補助事業・地域活性化応援券発行補助事業の事業概要及び費用対効果に関する資料	経 済 対 策 室	65
37	182 183	商 工 費 観 光 費	将棋名人戦協賛負担金・サンビレッジ茜整備事業費の事業概要と費用対効果に関する資料	商 工 観 光 課	66
38	184	土 木 管 理 費 土 木 総 務 費	住宅改修（住宅リフォーム）補助金、戸建て中古住宅取得補助金の推移	住 宅 課	74
39	194	都 市 計 画 費 都 市 計 画 総 務 費	菰田・堀池地区活性化事業関連総括	都 市 施 設 整 備 推 進 室	76
40	198	都 市 計 画 費 公 園 費	花いっぱい推進事業の事業内容がわかるもの	都 市 計 画 課	78
41	200	下 水 道 費 下 水 道 費	熊添川流域浸水対策事業の経過と総括 赤坂地区調整池新設事業の経過と総括	土 木 建 設 課	79
42	205	住 宅 費 住 宅 建 設 費	相田団地建替事業の経過及び見直し案と今後のスケジュール	住 宅 課	81
43	213	教 育 総 務 費 事 務 局 費	適応指導教室の運営費の内訳（指導員の人数、報酬）利用している児童数、生徒数 市内で、不登校児童生徒が出席扱いとなる施設に通う児童生徒数、教員の体制	学 校 教 育 課	87
44	213	教 育 総 務 費 事 務 局 費	給食費助成に関する全国自治体比較表	学 校 給 食 課	88
45	217	教 育 総 務 費 人 権 教 育 費	人権啓発事業委託の内容及び委託料（予算）の内訳の推移(過去3年間)	人 権 ・ 同 和 政 策 課	90
46	223 230 233	小 学 校 費 教 育 振 興 費 中 学 校 費 教 育 振 興 費 幼 稚 園 費 幼 稚 園 費	小中学校 特別支援教育支援員配置状況等一覧 幼稚園 特別支援教育支援員配置状況等一覧 (過去5年間)	子 育 て 支 援 課 学 校 教 育 課	91
47	253	保 健 体 育 費 保 健 体 育 総 務 費	東京オリンピック・パラリンピック関連事業費の内訳	都 市 施 設 整 備 推 進 室	92
48		一 般 会 計	新型コロナウイルス対策関連歳入歳出総括表	財 政 課	93

海外プレスツアー企画運営委託料の事業概要

国際政策課

1 事業の概要について

本市で開催される国際的なイベントや海外にも通じる特徴的な事業者などを世界に広く情報発信するために、外国メディアの東京特派員を本市に招聘して実際に体験していただき、海外テレビ番組の放送や新聞、雑誌等への掲載を行ってもらうことにより、市内への観光インバウンドの確保、増加や海外販路開拓の支援へと繋げることを目的に、公益財団法人フォーリン・プレスセンター(FPCJ)へ委託をするもの。

2 公益財団法人フォーリン・プレスセンター(FPCJ)について

日本新聞協会と経団連の共同出資により、1976年(昭和51年)に設立。40年以上にわたり、非営利団体として外国メディアを通じた海外への情報発信を専門的に行っている。世界28の国・地域の外国メディア143機関の記者403名(FPCJ調べ、2021年2月1日現在)が日本発のニュースを世界に発信しており、これら外国メディアの日本における取材等の支援や、外国メディアを通じた情報発信を多角的に支援している。

3 事業の実施時期について

- ①令和4年4月を予定(飯塚国際車いすテニス大会の開催時期)
- ②外国メディアの来飯数は10社程度を想定
- ③予定訪問先:飯塚国際車いすテニス大会、ブロックチェーンストリート視察、市内の食品製造等の事業者(特産品)やものづくり日本大賞受賞企業など
- ④実施の判断:新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況、メインイベントである飯塚国際車いすテニス大会の開催有無等を考慮したうえで判断。

4 委託費(3,200千円)の主な内訳について

- ・旅費、宿泊費 994,000円(羽田一福岡往復 一泊二日、記者10名、随行者3名(通訳1名、FPCJ職員2名(事前視察含))
- ・企画、コーディネート料 825,000円(企画、コンサル、関係者の渡航に伴う調整、アンケート実施、報道結果の収集)
- ・ツアー広報費 825,000円(海外プレス向け「案内記事」、翻訳～発信(世界28か国、外国メディア143機関)、問合せ対応など)

5 費用対効果について

本件は、ツアーの成果がすぐに出ることは難しいものの、取材記録や報告書等はFPCJのHPにて広く公開される。そのため、市もFPCJのHPなどを通じて中長期的に、飯塚国際車いすテニス大会やブロックチェーンストリート、市内企業などの広報に加え、外国メディアを通して、市内企業の販路開拓へ繋がる可能性もあることから、一定の効果が見込まれると考えている。

※令和4年4月実施に向けて、令和3年8月開催予定の東京オリンピック終了後より、事前協議や視察先等の選定及び調整を行う必要があることから、債務負担行為として要求するもの。

保育所に係る保護者負担の他市比較資料

子育て支援課

令和3年2月調査

順位	市町村名	保育料月額(円)	備考
1	田川市	0	
2	大川市	18,300	
3	みやま市	36,000	
4	豊前市	38,000	
5	嘉麻市	41,480	
6	中間市	43,000	
6	八女市	43,000	
8	柳川市	44,000	
9	福岡市	44,600	
10	久留米市	45,600	
11	筑後市	46,500	
12	大牟田市	47,000	
13	うきは市	48,000	
14	直方市	48,800	
14	飯塚市	48,800	

順位	市町村名	保育料月額(円)	備考
16	北九州市	49,800	
17	行橋市	50,000	
18	宮若市	50,110	
19	小郡市	52,000	
20	大野城市	52,700	
21	古賀市	52,740	
22	筑紫野市	53,000	
23	糸島市	54,000	
24	朝倉市	56,600	
25	福津市	56,750	
26	宗像市	61,000	国基準額と同額
26	春日市	61,000	国基準額と同額
26	太宰府市	61,000	国基準額と同額
26	那珂川市	61,000	国基準額と同額

※福岡県内の政令市を含む29都市を比較。比較基準 市町村民税所得割額19万8千円 1歳児 第1子 標準時間利用

ごみ袋に係る住民負担の他市比較資料

環境対策課

都市名	ごみ袋(大)		ごみ袋(中)		ごみ袋(小)	
	容量(ℓ)	単価(円)	容量(ℓ)	単価(円)	容量(ℓ)	単価(円)
飯塚市	45	770	30	440	15	220
嘉麻市	50	550	30	330	15	165
桂川町	50	550	30	330	15	165
田川市	49	420	30	320	18	210
直方市	45	660	30	495	15	330
宮若市	45	740	20	582	—	—
北九州市	45	500	30	330	20	220
福岡市	45	450	30	300	15	150
大牟田市	40	400	25	250	15	150
行橋市	45	630	30	420	15	210
春日市	45	450	30	300	15	150
大野城市	45	450	30	300	15	150
宗像市	45	652	35	427	25	305
太宰府市	45	450	30	300	15	150
古賀市	45	629	30	366	20	209
福津市	45	625	30	400	15	230
うきは市	50	300	35	200	—	—
糸島市	60	550	40	308	20	154
那珂川市	45	390	30	260	15	130

※上記数値等は令和3年2月28日現在の各市ホームページから引用。単価は消費税10%込みの価格。

売払対象土地一覧

財産活用課
都市施設整備推進室

No.	物件の所在		旧施設等	現況地目	地積 (㎡)	備考
	大字	地番				
1	大日寺	558番外	旧鎮西中学校	宅地	約19,000	
2	潤野	317番5外	旧潤野小学校	宅地	約10,000	
3	南尾	240番1外	旧穂波東中学校	宅地	約25,000	
4	楽市	163番1外	旧楽市小学校	宅地	約25,000	
5	西町	1520番16	旧適応指導教室	宅地	649.68	
6	東徳前	168番4外	旧徳前保育所	宅地	1,106.94	
7	菰田西 1丁目	274番2の一部	炭都ビル跡地の一部	宅地	2.74	福岡県浸水対策事業（熊添川菰田橋架替工事）
8	新飯塚	1916番外	旧立岩交流センター	宅地	1,623.96	
9	伊岐須	749番1外	旧伊岐須水源地外	宅地外	1,573.38	
10	庄司	134番14	白旗団地残地	原野	1,744.74	
11	津島	265番1外	津島桜田売払予定地	宅地	約1,000	
12	潤野	1052番1外	旧潤野下区農機具倉庫	宅地	255.28	
13	小正	293番5外	秋松西納骨堂横法面等	原野	約130	
14	大分	1493番129外	旧駐在所跡地	宅地	389.79	
15	鹿毛馬	796番10	若葉児童遊園前残地	雑種地	424.10	
16	鹿毛馬	796番12	鹿毛馬小峠貸付地	宅地	186.17	

児童クラブ利用料の他市比較資料

学校教育課

(令和3年2月調査)

市名	通常		延長	
	利用料(1ヶ月)	備考	利用料	備考
飯塚市	4,000円		月額1,000円/(延長60分)	月額500円/(延長30分)
大牟田市	7,000円		—	延長を行っていない
直方市	5,000円		上限月額3,000円	1回では300円
田川市	3,000円	8月のみ月額4,500円	—	延長を行っていない
筑紫野市	7,000円		月額1,500円	
春日市	6,000円		上限月額2,000円	1回では200円
大野城市	4,680円	平日利用のみ(土曜日利用の場合は月額2,000円別途負担)	月額2,000円	
宗像市	7,000円		上限月額3,000円	1回では300円
嘉麻市	3,000円		—	延長を行っていない
糸島市	5,800円		上限月額2,000円	1回では300円

※飯塚市近隣市及び人口10万前後の市

飯塚自衛隊協力会の活動状況

議会事務局
防災安全課

飯塚自衛隊協力会第56回（令和2年度）定期総会資料より抜粋

- ・自衛隊の記念行事及びその他の諸行事に必要な協力
- ・自衛隊の広報等に関する必要な協力
- ・自衛隊の見学、体験入隊及び懇談会等の開催
- ・自衛隊の演習訓練に必要な協力
- ・自衛隊員募集に関する必要な協力
- ・自衛隊定年者の再就職に必要な協力
- ・自衛隊員の隊外生活に関する必要な協力
- ・地区出身隊員の慰問激励
- ・本協力会の目的達成に必要な事項

職員の残業・休暇に関する調書

人事課

○ 残業(時間外勤務)の推移(直近3ヶ年(平成29年度～令和元年度)の実績)

年度	区分(時間)	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成 29	最長	時間	169	118	89	89	93	107	211	118	105	89	86	130	(年)1,002時間
	100～	上段:人 下段:% (885人)	14	1	0	0	0	3	10	3	1	0	0	13	45
			1.58	0.11	0.00	0.00	0.00	0.34	1.13	0.34	0.11	0.00	0.00	1.47	0.42
	46～99		50	31	24	17	7	18	26	18	14	12	25	28	270
			5.65	3.50	2.71	1.92	0.79	2.03	2.94	2.03	1.58	1.36	2.82	3.16	2.54
	0～45		821	853	861	868	878	864	849	864	870	873	860	844	10,305
92.77			96.39	97.29	98.08	99.21	97.63	95.93	97.63	98.31	98.64	97.18	95.37	97.04	
平成 30	最長	時間	194	165	117	199	141	150	177	147	101	111	99	179	(年)1,165時間
	100～	上段:人 下段:% (850人)	9	3	2	34	6	8	6	4	1	1	0	14	88
			1.06	0.35	0.24	4.00	0.71	0.94	0.71	0.47	0.12	0.12	0.00	1.65	0.86
	46～99		29	26	25	98	12	24	29	27	19	18	23	38	368
			3.41	3.06	2.94	11.53	1.41	2.82	3.41	3.18	2.23	2.12	2.71	4.47	3.61
	0～45		812	821	823	718	832	818	815	819	830	831	827	798	9,744
95.53			96.59	96.82	84.47	97.88	96.24	95.88	96.35	97.65	97.76	97.29	93.88	95.53	
令和 元	最長	時間	191	75	107	174	124	109	106	89	108	73	78	114	(年)1,038時間
	100～	上段:人 下段:% (876人)	14	0	1	8	2	3	1	0	3	0	0	2	34
			1.60	0.00	0.11	0.91	0.23	0.34	0.12	0.00	0.34	0.00	0.00	0.23	0.32
	46～99		50	18	17	30	14	29	32	17	6	8	20	33	274
			5.71	2.05	1.94	3.43	1.60	3.31	3.65	1.94	0.69	0.91	2.28	3.77	2.61
	0～45		812	858	858	838	860	844	843	859	867	868	856	841	10,204
92.69			97.95	97.95	95.66	98.17	96.35	96.23	98.06	98.97	99.09	97.72	96.00	97.07	

※ 平成30年度は豪雨災害の工事関係に係る時間外勤務等が増加。

○ 休暇(年次有給休暇)の推移(直近3ヶ年(平成29年～令和元年)の実績)

年	取得日数①(日)	人数(上段)(人) 割合(下段)(%)	取得日数②(日)	人数(上段)(人) 割合(下段)(%)	備考
平成29年 (885人)	16～20	120	36～40	2	最大取得日数:40日 平均取得日数:9.3日
		13.56		0.23	
	11～15	188	31～35	4	
		21.24		0.45	
	6～10	185	26～30	12	
		20.90		1.36	
	0～5	313	21～25	61	
		35.37		6.89	
平成30年 (850人)	16～20	112	36～40	0	最大取得日数:35日 平均取得日数:9.1日
		13.18		0.00	
	11～15	153	31～35	5	
		18.00		0.59	
	6～10	239	26～30	7	
		28.12		0.82	
	0～5	305	21～25	29	
		35.88		3.41	
令和元年 (876人)	16～20	106	36～40	0	最大取得日数:34日 平均取得日数:9.3日
		12.10		0.00	
	11～15	176	31～35	5	
		20.09		0.57	
	6～10	298	26～30	7	
		34.02		0.80	
	0～5	253	21～25	31	
		28.88		3.54	

※ 常勤職員(正職員)及び任期付職員の総計。

職員研修に関する調書

人事課

○ 令和元年度 職員研修所内研修 実績

	研修名	対象者	実施日	受講人員	講師謝礼金	費用弁償	
階層別研修	1 新規採用職員研修	平成31年度 新規採用職員	4/1～4/11	40名	10,000円	0円	
	2 新規採用職員フォローアップ研修	平成31年度 採用職員 平成30年度 採用職員	9/12	55名	0円	0円	
	3 女性職員キャリアアップ研修 ※2市1町合同研修	採用5年目以降かつ 年齢35～45歳の女性職員 聴講を希望する男性職員	1/24	47名	0円	2,109円	
	4 世代間交流研修	課長級職員・一般職員（採用5、6年目かつ年齢32歳以下の職員）	1/10	39名	66,000円	1,320円	
	5 管理職研修	課長級職員・課長補佐級職員	10/11	83名	200,000円	0円	
	6 再任用職員研修	a 令和元年度 再任用職員予定者 管理監督職 b （再任用職員受入れ課職員を想定）	3/19 3/19	15名 10名	154,000円	0円	
専門研修	7 人権・同和問題研修	a 全職員	11/20・11/21・ 11/27・11/28	842名	240,000円	0円	
		b 職場内人権推進員	6/12	70名	6,000円	0円	
		c 職場内人権推進員	1/29	64名	0円	0円	
	8 メンタルヘルス研修	OJT推進員	7/9	62名	60,000円	80,200円	
	9 人事評価制度研修	a 新任課長等	11/13	25名	162,000円	0円	
		b 新任係長等	4/18	34名	165,000円	0円	
	10 手話研修 ※2市1町合同研修	受講希望職員	7/3～9/18 (毎週水曜)	23名	146,600円	0円	
	11 新規採用職員職場指導員研修	新規採用職員職場指導員	5/20	38名	0円	0円	
	12 行政経営研修	課長級以上の管理職職員	7/8	57名	60,000円	0円	
	13 男女共同参画入門研修	市男女共同参画推進協議会委員	11/18	25名	0円	0円	
	14 改正民法研修	受講希望職員	2/5	61名	156,200円	0円	
	合 計				1,590名	1,425,800円	83,629円

消耗品費	50,043円
食糧費	3,880円
通信運搬費	814円

総計	1,564,166円
----	------------

○ 令和元年度 外部研修機関派遣研修 実績

派遣先	研修名	実施時期及び日数等	受講人員	旅費	負担金
福岡県市町村職員研修所	階層別研修	4月～2月(1～4日間)	112名	608,600円	1,040,000円
	選択・特別研修		49名	91,500円	222,300円
自治大学校	基本法制B・第2部課程	10/17～12/26 (約2ヶ月)	1名	360,640円	278,500円
	人材育成特別課程	11/18～11/20(3日間)	1名	67,700円	15,800円
市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー)	議会事務	8/19～8/23(5日間)	1名	82,800円	8,250円
	法令実務B	11/5～11/15(11日間)	1名	96,720円	18,310円
	職場のリーダー養成講座	11/25～11/29(5日間)	1名	73,880円	8,250円
全国市町村国際文化研修所 (国際文化アカデミー)	女性リーダーマネジメント研修	7/8～7/12(5日間)	1名	45,280円	10,863円
	多文化共生の実践コース	7/17～7/19 9/18～9/20(6日間)	1名	77,170円	2,250円
全国建設研修センター	用地事務	7/8～7/12(5日間)	1名	89,220円	86,500円
国土交通省九州地方整備局	まちづくり研修	9/24～9/27(4日間)	1名	8,110円	0円
福岡県建設技術情報センター	CAD・構造物設計 研修等	4月～11月(1～2日間)	27名	1,840円	0円
経済産業省九州経済産業局	九州地域における次世代女性 リーダー育成プロジェクト WINK	7/29～12/17(全8回)	1名	10,000円	0円
女性の大活躍推進福岡県会議	女性管理職ネットワーク「WE-Net福岡」6期生	4月～2月	1名	6,800円	0円
先進都市等	先進都市等調査研究派遣 大阪府四条畷市 他	10/14～10/16	2名	58,030円	0円
各種人権問題研修大会等	各種研究集会・大会等参加	5月～11月	15名	327,540円	61,000円
合 計			216名	2,005,830円	1,752,023円

消耗品費	186円
通信運搬費	984円
駐車場使用料	1,600円
有料道路通行料	14,720円
寝具借上料	2,268円

総計	3,777,611円
----	------------

穂波庁舎改修事業費の事業概要

生涯学習課

○ 事業概要等

(単位：千円)

<p>事業概要</p>	<p>未来を担う子ども達が社会や経済の仕組みについて学び体験するためのキャリア教育の一環として、小学生(小5)、中学生(中1)を対象に飯塚市独自の教育事業を実施する。実施にあたり、公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本(東京都品川区)がライセンスを有するプログラムを穂波庁舎3階で実施する。</p> <p>穂波庁舎3階の整備内容は、現部屋の間仕切り壁を撤去し、パーティションで新たに壁を仕切り7つのブースを設置する。ブースには協力企業(7社)が出店し、本物の街(小規模)を再現した中で、企業ボランティア(社員)、保護者ボランティア等の指導の下、人と社会のかかわりを学ぶ「スチューデントシティ学習」、また、生活に必要なとされるお金について、大人の立場で様々な事業所から情報を得て生活設計を体験する「ファイナンスパーク学習」を実施する。(事業開始は令和5年度を予定)さらに施設設備の特性を活かして、講座や体験活動事業及び生涯学習関連事業の推進と充実を図る。</p>
<p>(教育事業) 学習プログラム 内容</p>	<p>○「スチューデントシティ学習」小学校5年生を対象 学校での事前学習を基に児童が、消費者役と企業に勤める会社役員、それぞれの立場での役割を体験し、社会の働きや経済の仕組み、関わりなどを学ぶ「経済体験学習」である。</p> <p>○「ファイナンスパーク学習」中学校1年生を対象 学校での事前学習を基に生徒が、税金・保険をはじめ食費、光熱費など生活に必要な費用試算、商品、サービスの購入・契約などを体験し、自らの生き方に繋がる生活設計能力を身につける「生活設計体験学習」である。</p> <p>○各学校が交代で事業を実施する。1日に2学級分(約80名)が午前から午後にかけて穂波庁舎で学習を行う。</p>
<p>(内 訳) 穂波庁舎3階 改修工事費</p>	<p>○「建築工事」 ・間仕切り撤去・0A床解体・床カーペット解体・スチールパーティション設置・防煙垂れ壁設置 ・0A床設置・Pタイル貼工事 等</p> <p>○「電気設備工事」・コンセント増設・間仕切り壁撤去に伴う照明スイッチ等移設 等</p> <p>○「機械設備工事」・間仕切り撤去に伴う空調、換気スイッチセンサー類の移設 等</p> <p>○「障がい者基幹相談支援センターの4階への移設工事」等</p>
<p>計 18,200</p>	

○ 令和3年度以降のスケジュール

<p>令和3年度</p>	<p>○ 穂波庁舎3階の改修工事、ブース出店企業の募集、各学校への説明 等</p>
<p>令和4年度</p>	<p>○ 穂波庁舎3階の環境整備(情報ネットワークシステム構築委託、教材備品整備 等)、ブース出店企業の決定、企業側負担による内装工事、学習支援事業委託(教員対象説明・研修、ボランティア説明・研修 等)、模擬学習会の実施 等</p>
<p>令和5年度～</p>	<p>○ キャリア教育事業の展開(実施に係る消耗品費、バス借上げ、学習支援負担 等)、生涯学習関連事業の実施 等</p>

市有財産売払事業費

財産活用課

飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会事業費

事業費目	予算額	備考（委員構成案）
飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る 事業者選定委員会委員報酬	284 千円	委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した委員 7 人以内 をもって組織する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 市職員 (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
費用弁償	39 千円	

定住促進事業の過去3年の実績がわかるもの

総合政策課

【平成29年度】

1. 移住相談会

No.	日時	行事名	会場	主催者	来場者数等	経費等
1	平成30年1月20日(土) 10時～17時	JOIN移住・交流& 地域おこしフェア2018	東京ビッグサイト (東京都)	移住・交流推進 機構(JOIN)	来場者数：8,046名 相談者数：28組29名	会場費：108,000円

2. イベント等の広報活動

No.	期間	内容	会場	備考
1	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日	移住パンフレット設置	ふくおかよかこ移住相 談センター(東京都)	移住パンフレット「いいづかで暮らそう」の設置
2	平成29年7月18日 ～ 平成29年7月28日	移住パネル展示 パンフレット設置	福岡銀行本店 (福岡市)	飯塚移住計画、移住者の声等のパネル展示 移住パンフレット「いいづかで暮らそう」の設置
3	平成29年7月24日 ～ 平成29年8月4日	ウラケンの飯塚移住体験 記モニター放映	西日本銀行各店舗 (福岡市ほか)	ウラケンの飯塚移住体験記の銀行ロビー内モニター放映
4	平成29年11月13日 ～ 平成29年11月24日	ウラケンの飯塚移住体験 記モニター放映	西日本銀行各店舗 (福岡市ほか)	ウラケンの飯塚移住体験記の銀行ロビー内モニター放映
5	平成30年1月21日(日)	JOIN主催 第3回東京交流会参加	秋葉原コンベンション ホール(東京都)	移住定住事業に取り組む担当者同士の交流会への参加

3. その他の活動(ホームページ等)

飯塚市ホームページへの情報掲載

「飯塚移住計画」ホームページへの情報掲載

「福岡県移住・定住ポータルサイト」ホームページへの情報掲載

「福岡移住読本(県発行)」への情報掲載

「ニッポン移住・交流ナビ(JOIN)」ホームページへの情報掲載

「全国移住ナビ(総務省)」ホームページへの情報掲載

【平成30年度】

1. 移住相談会

No.	日時	行事名	会場	主催者	来場者数等	経費等
1	平成30年12月22日(土) 13時～16時	福岡県 スマイルライフフェア	エルガーラーホール (福岡市)	福岡県	来場者数：202名 相談者数：15組32名	会場費：無料
2	平成31年1月19日(土) 13時30分～16時30分	ふくおか市町村の日	ふくおかよかところ移住相 談センター(東京都)	福岡県	相談者数：3組5名	会場費：無料
3	平成31年1月20日(日) 10時～17時	JOIN移住・交流& 地域おこしフェア2019	東京ビッグサイト (東京都)	移住・交流推進 機構(JOIN)	来場者数：8,200名 相談者数：22組27名	会場費：118,000円

2. イベント等の広報活動

No.	期間	内容	会場	備考
1	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	移住パネル展示	飯塚市情報コーナー (穂波イオン)	飯塚移住計画、移住者の声等のパネル展示 移住パンフレット「いづかで暮らそう」の設置
2	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	移住パンフレット設置	ふくおかよかところ移住相 談センター(東京都)	移住パンフレット「いづかで暮らそう」の設置
3	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	移住パネル展示	飯塚信用金庫本店	飯塚移住計画、移住者の声等のパネル展示
4	平成30年5月18日 ～ 平成30年5月25日	移住パネル展示 パンフレット設置	福岡銀行本店 (福岡市)	飯塚移住計画、移住者の声等のパネル展示 移住パンフレット「いづかで暮らそう」の設置
5	平成30年8月6日 ～ 平成30年8月17日	ウラケンの飯塚移住体験 記モニター放映	西日本銀行各店舗 (福岡市ほか)	ウラケンの飯塚移住体験記の銀行ロビー内モニター放映
6	平成31年2月18日 ～ 平成31年3月1日	ウラケンの飯塚移住体験 記モニター放映	西日本銀行各店舗 (福岡市ほか)	ウラケンの飯塚移住体験記の銀行ロビー内モニター放映

【平成30年度】

3. その他の活動（ホームページ等）

飯塚市ホームページへの情報掲載

「飯塚移住計画」ホームページへの情報掲載

「福岡県移住・定住ポータルサイト」ホームページへの情報掲載

「福岡移住読本（県発行）」への情報掲載

「ニッポン移住・交流ナビ（JOIN）」ホームページへの情報掲載

「全国移住ナビ（総務省）」ホームページへの情報掲載

【令和元年度】

1. 移住相談会

No.	日時	行事名	会場	主催者	来場者数等	経費等
1	令和元年9月6日(土) 15時～18時	ふくおか市町村の日	ふくおかよかところ移住 相談センター(東京都)	福岡県	相談者数：1組1名	会場費 ：無料
2	令和元年9月7日(日) 10時～17時	ふるさと回帰フェア2019 (西日本)	東京交通会館 (東京都)	ふるさと回帰支 援センター	来場者数： 相談者数：10組10名	会場費 ：68,580円
3	2020(R2)年1月13日(祝) 13時～16時	福岡県 スマイルライフフェア	JR博多シティ10F (福岡市)	福岡県	来場者数： 相談者数：2組3名	会場費 ：無料

2. イベント等の広報活動

No.	期間	内容	会場	備考
1	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	移住パネル展示	飯塚市情報コーナー (穂波イオン)	飯塚移住計画、移住者の声等のパネル展示 移住パンフレット「いづかで暮らそう」の設置
2	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	移住パネル展示	飯塚信用金庫本店	飯塚移住計画、移住者の声等のパネル展示
3	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	移住パンフレット設置	ふくおかよかところ移住 相談センター(東京都)	移住パンフレット「いづかで暮らそう」の設置
4	令和元年9月28日	「筑豊フェア2019」ブース 嘉飯圏域定住自立圏紹介展示	天神中央公園	飯塚移住計画等のパネル展示 移住パンフレット「いづかで暮らそう」の設置
5	令和元年12月13日 ～ 令和元年12月27日	嘉飯圏域定住自立圏 紹介展示	福岡銀行本店 (福岡市)	飯塚移住計画、移住者の声等のパネル展示 移住パンフレット「いづかで暮らそう」の設置
6	令和元年8月13日 ～ 令和元年8月23日	ウラケンの飯塚移住体験記 モニター放映	西日本銀行各店舗 (福岡市ほか)	ウラケンの飯塚移住体験記の銀行ロビー内モニター放映
7	令和2年2月10日 ～ 令和2年2月21日	ウラケンの飯塚移住体験記 モニター放映	西日本銀行各店舗 (福岡市ほか)	ウラケンの飯塚移住体験記の銀行ロビー内モニター放映

【令和元年度】

3. その他の活動（ホームページ等）

飯塚市ホームページへの情報掲載

「飯塚移住計画」ホームページへの情報掲載

「福岡県移住・定住ポータルサイト」ホームページへの情報掲載

「福岡移住読本（県発行）」への情報掲載

「ニッポン移住・交流ナビ（JOIN）」ホームページへの情報掲載

「全国移住ナビ（総務省）」ホームページへの情報掲載

「ちくほうの家（株式会社NOTE）」ホームページへの情報掲載

嘉飯圏域定住自立圏管内の金融機関との連携協定に基づく住宅ローン金利優遇制度チラシの金融機関店頭への設置

部落差別解消推進団体の認定基準と該当団体一覧、及び2009年度以降交付実績

人権・同和政策課

・部落差別解消推進団体の認定基準

飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱（抜粋） 【平成30年12月17日告示】

(趣旨)

第1条 この告示は住民の自主的、組織的な教育活動を促進し、住民自らの教育水準、福祉の向上を図るため人権・部落差別解消行政と整合性を保ち、部落差別問題の速やかな解決に資するための費用について、部落差別解消対策の推進に資する団体(以下「団体」という。)に対して補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、次条に規定する事業を行う団体で、市長が認めた団体とする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる経費は、次に掲げる活動及び事業に要する経費並びに団体の運営に要する経費(食糧費、渉外費及び上部団体の会費に類する経費並びに市長が社会通念上適切でないとして認めた経費を除く。)であって、別表に掲げる経費とする。

- (1) 自立支援推進活動(市の施策に係る連絡調整等地域住民の自立支援活動に関するもの)
- (2) 人権・部落差別問題啓発推進活動
- (3) その他市長が適当と認めた事業

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

・該当団体一覧

部落解放同盟飯塚市協議会

全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会

・2009年度以降交付実績

(単位：円)

	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
部落解放同盟 飯塚市協議会	37,000,000	36,777,425	32,096,106	24,098,113	24,099,030	24,097,229	21,491,759	20,934,562	20,987,596	20,304,000	19,180,475
全日本同和会 福岡県連合会 飯塚支部協議会	2,960,000	2,856,427	2,569,374	2,569,193	2,569,012	2,569,123	2,568,963	2,539,076	2,539,337	2,524,000	2,524,000

空家対策事業(老朽危険家屋解体撤去補助金の執行状況、財産管理人に関する概要)

建設政策課

1. 空家対策事業(老朽危険家屋解体撤去補助金の執行状況)

年度	予算額	交付件数	交付総額	執行率	備考
平成 25 年度	7,500,000 円	8 件	3,807,000 円	50.8%	
平成 26 年度	7,500,000 円	6 件	2,516,000 円	33.5%	
平成 27 年度	7,500,000 円	11 件	5,006,000 円	66.7%	
平成 28 年度	11,500,000 円	16 件	7,556,000 円	65.7%	予算額については、補正額 4,000,000 円を含む
平成 29 年度	7,500,000 円	12 件	5,668,000 円	75.6%	
平成 30 年度	7,500,000 円	12 件	5,938,000 円	79.2%	
平成 31 年度(令和元年度)	10,000,000 円	21 件	8,892,000 円	88.9%	
合計	59,000,000 円	86 件	39,383,000 円	66.8%	
令和 2 年度(見込み)	10,000,000 円	20 件	9,116,000 円	91.2%	令和 3 年 2 月末現在

※執行率については、小数点以下第 2 位を四捨五入

2. 空家対策事業(財産管理人に関する概要)

財産管理人制度は、誰も管理処分ができない(所有者がいない)財産に対して、財産管理の必要性を利害関係人が申立てを行い、財産管理人が選任されることで財産の管理が可能となる民法上の制度です。なお、管理人制度には相続財産管理人制度と不在者財産管理人制度があり、財産の管理には、土地の任意売却や建物解体といった処分行為が含まれます。

地方自治体の空家対策における活用事例としては、相続人全員が相続放棄をした相続人不存在の特定空家等に対しての略式代執行(空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 10 項)を実施した際に、利害関係人となり相続財産管理人制度を活用しての跡地売却による費用回収等が挙げられます。

《本市の空家対策事業における財産管理人制度の実施件数(令和 3 年 2 月末現在)》

0 件

市税等徴収率向上事業の事業概要

1.事業の概要

市税等の収納率向上のため、催告業務経験のある民間事業者に現年度分のみの滞納がある納税義務者に対する催告業務を委託し、早期の自主納付を促すことによって累積滞納を未然防止することにより、滞納整理及び事務の効率化を図るもの。

2.委託業務の具体的内容

○主な業務内容

(1)催告業務

- ・ 市が提供する納税義務者データに基づき、納期限を超過し督促状送達後一定期間を経過してもなお市税等に滞納がある納税義務者に対して、電話、訪問及び文書催告による納付勧奨を行い、経過記録の確認、入力、納付書の発行等を行う。
- ・ 納期内納付を促すため口座振替の勧奨を行う。
- ・ 催告業務に対する問合せやクレーム等への対応を行う。

(2)付随業務

- ・ 確定申告未申告者への申告勧奨
- ・ 郵便物返戻等で居住実態が不明である滞納者の現地調査
- ・ その他、市が必要と認める業務

※徴収業務は行わない

○催告業務の対象者

現年度分のみの滞納がある納税義務者

○業務従事日時

市庁舎の開庁時間を基本とし、毎週木曜日に午後 7 時までの延長業務及び 1 月あたり 2 回の休日業務を実施する

3.業務体制

○業務受託者の要件

- ・ 過去 5 年以内に国または地方公共団体における催告業務の実績を有する事業者
- ・ 管理者は、私債権の回収を含む催告業務経験を 3 年以上有すること

障がい者相談員の過去3年間の相談の内容が分かるもの、委員名簿、委員歴

社会・障がい者福祉課

1. 障がい者相談員の相談内容

(単位：件)

	相談員人数		相談件数	内容（内訳）							
				手帳	補装具等	生活	職業	施設	年金等	医療	その他
平成29年度	身体	11人	48	7	3	8	7	0	5	8	10
	知的	4人	32	0	0	12	8	6	2	2	2
	精神	3人	610	20	12	93	47	50	111	145	132
	合計	18人	690	27	15	113	62	56	118	155	144
平成30年度	身体	9人	40	5	8	7	3	0	6	8	3
	知的	4人	70	13	0	10	6	13	4	6	18
	精神	3人	524	14	1	126	29	57	74	117	106
	合計	16人	634	32	9	143	38	70	84	131	127
令和元年度	身体	9人	32	6	0	5	2	5	7	5	2
	知的	4人	76	6	0	31	8	2	3	5	21
	精神	3人	607	54	1	113	65	84	99	86	105
	合計	16人	715	66	1	149	75	91	109	96	128

2. 飯塚市障がい者相談員名簿（令和2年4月1日現在）

(1) 身体障がい者相談員

No.	名 前	相 談 区 分	委 員 歴
1	貝嶋 榮一	肢体不自由	平成24年4月～
2	松村 弘也	視覚障がい	平成24年4月～
3	田才 義克	肢体不自由 聴覚障がい	平成24年4月～
4	川浪 富久恵	肢体不自由 視覚障がい	平成24年4月～
5	石川 道宣	肢体不自由	平成24年4月～
6	森 省三	肢体不自由	平成24年4月～
7	三浦 賢次	視覚障がい	平成24年4月～
8	清水 富江	聴覚障がい	平成30年4月～
9	金子 芳子	聴覚障がい	平成30年4月～

(2) 知的障がい者相談員

No.	名 前	相 談 区 分	委 員 歴
10	野上 和男	知的障がい	平成24年4月～
11	諸岡 靖子	知的障がい	令和元年6月～
12	森 榮子	知的障がい	令和2年4月～
13	野口 昭子	知的障がい	平成30年4月～

(3) 精神障がい者相談員

No.	名 前	相 談 区 分	委 員 歴
14	山梨 宗治	精神障がい	平成24年4月～
15	黒河 幸彦	精神障がい	平成24年4月～
16	原 功	精神障がい	平成24年4月～

（順不同・敬称略）

家庭児童相談室について

■ 条例、規則等

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

飯塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

飯塚市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

■ 家庭児童相談員の任用形態等

任用根拠	会計年度任用職員(パートタイム、2級)
任用期間	1年間
再度の任用	選考等の能力実証を行った上で、再度の任用あり
勤務日数	月17日勤務
報酬	月額174,600円

■ 人数、経験年数、資格等

- ・人数 家庭児童相談員(母子・父子自立支援員含む) 6人
- ・経験年数 1年～27年
- ・資格 教員免許、保健師、准看護師

■ 昨年(令和2年)受けた研修内容

研修名	参加人数	研修内容
要保護児童対策調整機関の調整担当者研修	1名	子ども虐待対応、児童相談所の役割と連携、ソーシャルワークの基本 など
福岡県児童相談所職員特別専門研修	2名	児相と警察との連携について、立入調査から臨検捜索まで など
児童福祉司任用前講習会	1名	行政権限の行使と司法手続き、児童相談所における方針決定の過程 など

過去2年の子どもの出生数、今後の予定される出生数

子育て支援課

令和3年3月現在

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成30年度	74	95	87	90	79	72	80	83	89	102	60	92	1,003
令和元年度	81	86	77	93	84	84	91	98	100	85	57	80	1,016
令和2年度	93	76	69	89	86	87	79	83	66	72	70	78	948
令和3年度	66	77	73	72	[27]	—	—	—	—	—	—	—	288

市民課人口統計月報より

※令和2年度3月から令和3年度7月までの出生見込として、母子手帳交付者数により見込んでいる

養育支援訪問事業に関する厚労省のガイドライン及び市の要綱

子育て支援課

○養育支援訪問事業ガイドライン

1. 事業目的

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

2. 対象者

この事業の対象者は、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要であって、本事業による支援が必要と認められる家庭の児童及びその養育者とする。具体的には、例えば以下の家庭が考えられる。

- [1] 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- [2] 出産後間もない時期(おおむね 1 年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- [3] 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- [4] 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

3. 中核機関

- (1) この事業の中核となる機関(以下「中核機関」という。)を定める。中核機関は、本事業による支援の進行管理や当該事業の対象者に対する他の支援との連絡調整を行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、中核機関と子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)(以下「ネットワーク」という。)調整機関(以下「調整機関」という。)がその連携に十分努めることが必要である。さらに、ケース管理を効率的に行う観点からは、ネットワークが設置されている場合には、可能な限り中核機関と調整機関を同一とすることが適当である。
- (3) 事業の実施にあたっては、中核機関または調整機関は、対象者の状況により保健師等専門職の判断を求めるなど母子保健担当部署・児童福祉担当部

署との連絡調整に努めること。

4. 訪問支援者

- (1) 訪問支援者は、中核機関において立案された支援目標、支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。
- (2) 訪問支援者については、専門的相談支援は保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が、育児・家事援助については、子育てOB(経験者)、ヘルパー等が実施することとし、必要な支援の提供のために複数の訪問支援者が役割分担の下に実施する等、効果的に支援を実施することが望ましい。
- (3) 訪問支援者は、訪問支援の目的や内容、支援の方法等について必要な研修を受けるものとする。

5. 支援内容

- (1) この事業は、以下を基本として行うものとする。
 - [1] 支援が特に必要である者を対象とする。
 - [2] 短期集中的に又はきめ細かに指導助言を行うなど、密度の濃い支援を行う。
 - [3] 対象者に積極的アプローチを行うものであり、適切な養育が行われるよう専門的支援を行う。
 - [4] 必要に応じて他制度と連携して行う。
- (2) このため、本事業については、具体的には次の類型を基本として実施するものとする。

[1] 乳児家庭等に対する短期集中支援型

0歳児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して、自立して適切な養育を行うことができるようになることを目指し、例えば3か月間など短期・集中的な支援を行う。

この場合、保健分野その他の専門的支援が必要となるときは、支援内容・支援方針を検討し、当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつなぎ、児童福祉や母子保健等複数の観点から支援を行う。

[2] 不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な市町村や児童相談所による在宅支援家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

6. 中核機関の役割

(1) 対象家庭の把握

[1] 対象者の把握については、以下のような経路から中核機関に情報提供が行われることが想定される。

ア 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供

イ 児童相談所等関係機関からの調整機関への通知・通告等や中核機関への情報提供

[2] 中核機関は、上記ア又はイ等により把握された養育支援が特に必要な家庭について情報の収集を行う。

(2) 対象者の判断

[1] 中核機関は、本事業により実施する訪問支援の対象者及び支援内容を決定する。この場合、必要に応じて調整機関や児童相談所等と連携し、個別ケース検討会議を開催する等、必要な検討を行う。

[2] 本事業の対象者は、一定の指標に基づき判断された等、支援が特に必要と認められる家庭の児童及びその養育者とする。

○ 支援の必要性を判断するための一定の指標<項目の例示>

●基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの年齢 ●家族構成 ●関与機関または経路(機関名 担当者 経過) ●乳児家庭全戸訪問事業実施報告 (支援の必要性有り・検討のため要調査等)
●子どもの状況	<ul style="list-style-type: none"> ●出生状況(未熟児または低出生体重児など) ●健診受診状況 ●健康状態(発育・発達状態の遅れなど) ●情緒の安定性 ●問題行動 ●日常のケア状況・基本的な生活習慣 ●養育者との関係性(分離歴・接触度など)
●養育者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ●養育者の生育歴

	<ul style="list-style-type: none"> ●養育者の親や親族との関係性 ●妊娠経過・分娩状況 ●養育者の健康状態 ●うつ的傾向等 ●性格的傾向 ●家事能力・養育能力 ●子どもへの思い・態度 ●問題認識・問題対処能力 ●相談できる人がいる
●養育環境	<ul style="list-style-type: none"> ●夫婦関係 ●家族形態の変化及び関係性 ●経済状況・経済基盤・労働状況 ●居住環境 ●居住地の変更 ●地域社会との関係性 ●利用可能な社会資源
●妊娠期からの支援の必要性 〈特定妊婦〉	<ul style="list-style-type: none"> ●若年 ●経済的問題 ●妊娠葛藤 ●母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届 ●妊婦健康診査未受診等 ●多胎 ●妊婦の心身の不調 ●その他()

(3) 支援の開始と支援内容等の決定方法

- [1] 支援の開始にあたっては、中核機関において、要支援児童等の状況等に応じて具体的な支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容、期間、方法、支援者等について計画を策定し決定する。
- [2] この事業における支援内容は、支援が特に必要と認められる家庭に対する養育に関する専門的相談・支援であり、具体的には以下の内容を基本とする。
 - ア 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
 - イ 出産後間もない時期(おおむね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
 - ウ 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援
 - エ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援
- [3] 産褥期の育児支援や家事援助等については、「2. 対象者」に定める支援が特に必要と認められる家庭に対して、一定の目標を設定し相談・支援の一環として実施するものとする。
- [4] 上記ア及びイについては「5. 支援内容」に定める短期集中支援型による支援を想定しており、この場合、例えば3か月以内の短い期間を設定しつつ、当該期間内に例えば週に複数回の訪問を行うなど、頻回に訪問支援を行うものとする。
- [5] 上記ウ及びエについては「5. 支援内容」に定める中期支援型による支援を想定しており、この場合、6か月から1年程度の中期的目標を設定した上で、当面3か月を短期的目標として、定期的な訪問支援を行うとともに、目標の達成状況や養育環境の変化などを見極めながら支援内容の見直しを行っていくものとする。

(4) 支援の経過の把握

- [1] 中核機関は、支援の経過について訪問支援者からの報告を受け、支援の実施や家庭の状況について把握する等、支援における経過についての進捗管理を行う。また、支援の経過の中で適時、訪問支援者の役割分担や支援上の課題について確認する等、対象家庭や訪問支援者へのフォロー体制を確保する。
- [2] 中核機関は、必要に応じて調整機関がネットワークの会議を開催する等の対応を求める。

(5) 支援の終結決定の判断

- [1] 中核機関において、支援の目標が達成されたかどうか、養育環境が改善されたかどうか等の支援後の評価を行い、支援の終結決定についても事業担当者、訪問支援者、関係機関等と協議の上決定する。
- [2] 本事業による支援を終結する場合においても、他の必要な支援につなげることや、必要に応じてその後の継続的な支援体制を確保する。

7. 訪問支援者の研修プログラム

(1) 必要な研修プログラムについては、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問に同行することや援助場面を想定した実技指導(ロールプレイング等)などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努める。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

(2) 支援経過の中で生じる様々な課題の解決のためには、必要に応じ中核機関による訪問支援者へのフォロー体制を整えることが必要である。

(3) 訪問者の研修は、[1]訪問実施前に実施する基礎的研修、[2]実際の訪問における問題解決のための技術向上研修、[3]事例検討などの応用的研修など、訪問者の能力と必要性にあわせて計画的に実施すること。

○養育支援訪問事業 訪問支援者基礎的研修プログラム例

- ・事業の意義と目的
- ・守秘義務について
- ・児童虐待の予防について
- ・地域の子育て支援の情報
- ・傾聴とコミュニケーション
- ・訪問支援の実際
- ・事例検討

8. 個人情報の保護及び守秘義務

事業の実施を通じて、訪問支援者が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期す。

[1] 個人情報の管理や守秘義務についての規定を定め、これを事業の従事者に周知する。

[2] 特に訪問支援者に対しては、個人情報の管理や守秘義務について研修等を行い周知徹底する。

[3] 非常勤職員の委嘱手続等においては、誓約書を取り交わすことなど、具体的措置を講じる。

[4] ネットワークが設置されている場合においては、訪問支援者をネットワークの構成員とし、当該構成員としての守秘義務を課す。

9. 委託先について

(1) 事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、少なくとも以下の要件を満たすことが必要である。

[1] 必要な研修を受講した訪問者を配置するなど、本事業を適正かつ円滑に遂行しうる人員を有していること。

[2] 訪問者に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させ、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等についても一定の規程を設けるなど、委託に係る事務に関して知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じること。

[3] 事業の全部を委託する場合には、本事業の対象者の状況に応じて、具体的な支援の目標及び援助内容を決定できる等、本事業のマネジメントのための体制が確保されていること。

(2) 市町村が事業を委託する場合には、市町村が事業主体としての責任を果たす観点から、委託先との関係について、以下のような点に留意する。

[1] 委託先に対して、本事業を適切に実施するために必要十分な情報提供を行うこと。

[2] 委託先の事業実施状況の把握や指導等により、適正な事業運営を確保すること。

10. 第2種社会福祉事業の届出等

児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 85 号)により、適切に事業開始の届出を行うとともに、都道府県の指導監督を受けること。

11. 地域における支援の充実

本事業は、支援が特に必要である者を対象としており、対象家庭の必要性に応じ計画を立て、地域のさまざまなサービスを組み合わせるなどして包括的な支援を行う事業である。そのため、本事業の実施を通じて、必要な地域のサービスをさらに充実させることが求められる。

○飯塚市養育支援訪問事業実施要綱

平成23年8月10日

飯塚市告示第242号

改正 H25-61、H28-67、H29-91

(趣旨)

第1条 この告示は、養育支援が必要であると判断した家庭に、保健師、看護師、助産師、保育士等(以下「訪問員」という。)及び家庭児童相談員がその居宅を訪問し、養育に関する指導及び助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的として実施する養育支援訪問事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、飯塚市(以下「市」という。)とする。

(対象)

第3条 事業の対象は、原則として市に住所を有し、赤ちゃんすくすく元気訪問事業の実施結果又は関係機関からの連絡及び通告により把握され、市が引き続き養育支援の必要があると認め、次の各号に掲げる家庭(以下「対象家庭」という。)とする。

- (1) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、出産を望まない妊婦等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (2) 出産後間もない時期(おおむね1年程度)の養育者が育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- (3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭及び虐待のおそれ又はそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 産じょく期の母子に対する育児指導や簡単な家事等の援助
- (2) 未熟児、多胎児等に対する育児指導
- (3) 養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談及び助言
- (4) 若年の養育者に対する育児相談及び助言

(中核機関)

第5条 事業の中核となる機関(以下「中核機関」という。)は、福祉部子育て支援課とする。

(H25-61、H28-67、H29-91一改)

2 中核機関は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 養育支援の必要があると思われる家庭に関する情報収集を行うこと。
- (2) 収集した情報から養育支援の必要性、支援計画、対象家庭に与える効果等について、関係機関と協議し、支援の対象者及び内容等を決定すること。
- (3) 実施した支援に関する評価を行うこと。

(訪問従事者)

第6条 訪問に従事する者は、訪問員及び家庭児童相談員(以下「訪問員等」という。)とする。

(遵守事項)

第7条 訪問の際は、身分証明書を提示して、市からの訪問員等であることを明確にしなければならない。

2 訪問員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、又同様とする。

(報告)

第8条 訪問員等は、対象家庭を訪問した後、速やかに養育支援訪問事業報告書により、報告しなければならない。

(ケース会議等)

第9条 前条の報告を受け、引き続き個別的な支援が必要な対象家庭に対しては、関係者によるケース会議等を開催し、適切な

支援に結びつけるものとする。

- 2 特に個別的な支援が必要な対象家庭に対しては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置した飯塚市要保護児童連絡協議会で協議を行うものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年8月15日から施行する。

附 則(平成25年3月27日 告示第61号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月15日 告示第67号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日 告示第91号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

保育士確保対策事業に関する調書

子育て支援課
子育て支援政策課

○保育士確保対策事業の概要

事業名	内容	対象
飯塚市保育士修学資金貸付金事業	修学に必要な資金を貸付 貸付金額:1人あたり月額50,000円。 ただし、福岡県保育士修学資金貸付対象者は20,000円とする。	保育士養成施設に修学する学生で、市内の私立保育所等で常勤保育士として勤務しようとする学生
飯塚市保育士生活資金貸付事業	生活に必要となる資金の貸付 貸付金額:採用1年目20,000円、採用2年目15,000円、採用3年目10,000円	保育士養成施設を卒業後、2年以内に市内の私立保育所等に常勤保育士として新規採用され、すでに勤務している者
飯塚市保育士就職緊急支援金事業	就職準備金(10万円)、引っ越し費用(上限20万円)として助成金を交付	常勤保育士として市内の私立保育所等に新規採用される保育士

○保育士確保対策事業の貸付状況

令和3年2月末日現在

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計	備考
修学資金貸付件数	-	12	19	10	7	48	
返還件数	-	4	6	2	0	12	
生活資金貸付件数	-	5	7	10	9	31	※29年度と30年度に2年目からの貸付者有。
返還件数	-	0	3	0	0	3	
緊急支援金貸付件数	3	24	23	31	27	108	
返還件数	1	3	9	6	0	19	

○保育士退職状況一覧(私立認可保育所・認定こども園)

(1)退職理由別集計

退職理由	平成30	令和元	計	
1 結婚	2	7	9	11.0%
2 妊娠・出産	2	0	2	2.4%
3 子育て・家事	1	0	1	1.2%
4 健康上の理由	2	3	5	6.1%
5 転居	2	4	6	7.3%
6 給料・手当等の不満	1	0	1	1.2%
7 仕事量が多い	0	1	1	1.2%
8 労働時間が長い	0	0	0	0.0%
9 職場の人間関係	1	2	3	3.7%
10 保護者対応の大変さ	0	0	0	0.0%
11 職業適性に対する不安	0	1	1	1.2%
12 他業種への興味	3	4	7	8.5%
13 家族の事情(介護等)	4	1	5	6.1%
14 配偶者の意向	2	0	2	2.4%
15 雇用期間満了	8	5	13	15.9%
16 1～15以外の一身上の都合	11	7	18	22.0%
17 その他	4	4	8	9.8%
合計	43	39	82	

(2)勤務年数別集計

勤務年数	平成30	令和元	計	
1年	11	9	20	24.4%
2年	11	13	24	29.3%
3年	4	10	14	17.1%
4年	1	0	1	1.2%
5年	3	3	6	7.3%
6～10年	6	3	9	11.0%
11～20年	4	0	4	4.9%
21年以上	3	1	4	4.9%
合計	43	39	82	

(参考 令和元年度就職者数 : 54)

※市内の私立保育所(22園)及び認定こども園(5園)の全園を対象に調査したものです。

※上記「退職理由」は、東京都が保育士資格登録者を対象に実施した「平成30年度東京都保育士実態調査」の調査内容を参考に作成しています。

保育士の処遇に係る資料一覧(公立私立比較)

子育て支援課
令和2年12月1日時点

公私立	種別	施設名	定員	入所者数	保育士数											
					定員に対する必要数	入所数に対する必要数(A)	加配等(B)	現有数計(A)+(B)	常勤	非常勤	正職	任期付	会計年度			
公立	保育所	菰田保育所	220	224	35	35	10	45	/	/	/	14	6	26.9		
		楽市保育所	120	98	23	16	5	21				8	3	11.2		
		平恒保育所	60	61	12	12	2	14				7	2	6.2		
		筑徳保育所	160	124	23	17	7	24				9	3	11.8		
	こども園	庄内こども園	100	126	18	17	4	21				10	2	10		
		穎田こども園	120	115	18	17	5	22				8	4	11.2		
私立	保育園	明星保育園	200	169	23	19	3.5	22.5	22	0.5	/	/	/			
		あじさい保育園	160	161	19	20	5.2	25.2	15	10.2						
		あさひ保育園	120	146	16	20	3	23	17	6						
		わかみず保育園	120	115	17	17	2.5	19.5	19	0.5						
		潤野保育園	120	140	16	18	7	25	25	0						
		飯塚保育園	80	88	11	12	3	15	11	4						
		横田保育園	80	87	10	13	6	19	19	0						
		常楽寺保育園	110	128	14	17	3.2	20.2	18	2.2						
		つぼみ保育園	70	83	9	11	3.8	14.8	12	2.8						
		常葉保育園	80	91	11	13	5.3	18.3	15	3.3						
		ひばり保育園	100	112	14	15	5.4	20.4	17	3.4						
		なのはな保育園	70	74	10	10	0.3	10.3	10	0.3						
		たけのこ保育園	60	48	8	7	2.7	9.7	9	0.7						
		庄内保育園	60	74	8	10	5	15	15	0						
		愛の光保育園	90	105	11	14	3	17	17	0						
		飯塚東保育園	120	136	15	18	8.1	26.1	21	5.1						
		つはらたんぽぽ保育園	40	39	7	6	0.4	6.4	6	0.4						
		鎮西ひかる保育園	60	69	8	9	5	14	13	1						
		枝国保育園	90	108	13	15	2.4	17.4	16	1.4						
	あいだつくしんぼ保育園	120	81	15	11	2.5	13.5	13	0.5							
	こども園	幸袋こども園	150	178	16	21	7.3	28.3	23	5.3				/	/	/
		愛宕幼稚園	310	309	19	22	11.6	33.6	28	5.6						
		了専寺白菊幼稚園	205	199	14	14	9.7	23.7	21	2.7						
いぎすれんげ幼稚園		145	143	14	13	7.5	20.5	17	3.5							
さんない幼稚園		120	120	11	13	8	21	21	0							
ひかるこども園		120	113	15	15	5.6	20.6	14	6.6							
鯉田こども園		125	115	16	15	8.2	23.2	13	10.2							

※私立こども園の定員、入所者数、保育士については、幼稚園部も含んでいる。

ひとり親家庭等日常生活支援事業の過去3年の内容がわかるもの

子育て支援課

	登録者数 (人)			利用者数 (人)			派遣延べ回数 (回)			利用時間 (時間)			年間委託料 (円)
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	
平成29年度	8	3	11	3	2	5	67	157	224	134	181	315	508,930
平成30年度	5	2	7	3	2	5	68	116	184	135	248	383	623,230
令和元年度	3	2	5	2	1	3	58	93	151	116	186	302	599,224
令和2年度 (2月末現在)	3	2	5	2	1	3	43	96	139	86	192	278	561,240

委託先……飯塚市シルバー人材センター

支援内容…食事の世話、住居の掃除

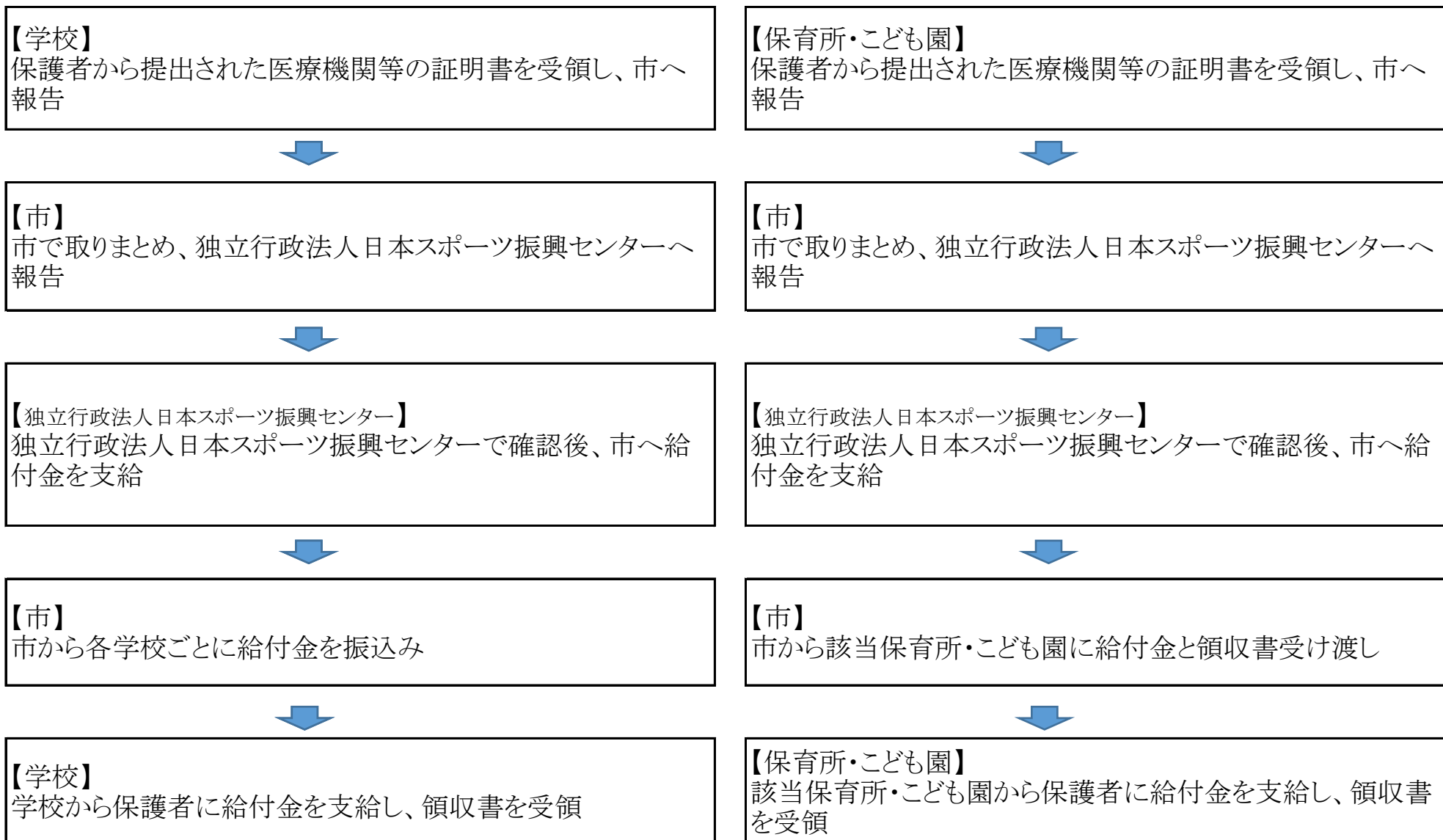
委託料単価 : 生活援助 【通常分】(9:00~18:00) 1,864円/1時間
 【夜間分】(18:00~21:00) 2,312円/1時間

生活援助 利用者負担金基準額(1時間あたり)

生活保護・非課税世帯 : 0円
 児扶手当支給水準世帯 : 150円
 上記以外の世帯 : 300円

公立保育所・認定こども園、小学校、中学校すべての日本スポーツ振興センター負担金の 保護者への支払いの流れがわかるもの

子育て支援課
教育総務課



児童クラブ支援員配置状況等一覧(過去5年間)

学校教育課

年度	支援 単位 A	配置 実人数 合計 ②+④	(1)条例に基づく支援員配置 基準数と配置実人数			(2)特別支援学級在籍児童等 に対し、市が配慮して配置す る支援員の配置目標数と配 置実人数			配置基準数・配置目標数に達しなかった児童クラブ ()内は不足人数
			配置 基準数 ①=A×2	配置 実人数 ②	過不足数 ②-①	特別支援 学級在籍 児童数	配置 目標数 ③	配置 実人数 ④	
平成 28	47	100人	94人	87人	△ 7人	36人	25人	13人	○(1)の人数が配置できなかった児童クラブ 飯塚(1人)、庄内(2人)、穎田(1人)
									○(2)の人数に達しなかった児童クラブ 立岩(3人)、飯塚東(2人)、蓮台寺(1人)、 高田(2人)、平恒(1人)、楽市(1人)
									○(1)、(2)どちらも配置できなかった児童クラブ 伊岐須(3人)、若菜(2人)
平成 29	47	96人	94人	88人	△ 6人	27人	15人	8人	○(1)の人数が配置できなかった児童クラブ 飯塚(1人)、穎田(1人)
									○(1)、(2)どちらも配置できなかった児童クラブ 伊岐須(3人)、立岩(3人)、穂波東(3人)、若菜(2人)
平成 30	46	109人	92人	90人	△ 2人	33人	22人	19人	○(1)の人数が配置できなかった児童クラブ 若菜(1人)、上穂波(1人)
									○(2)の人数に達しなかった児童クラブ 幸袋(1人)、飯塚東(1人)、穂波東(1人)
令和 元	49	111人	98人	98人	0人	35人	16人	13人	○(2)の人数に達しなかった児童クラブ 立岩(1人)、穂波東(1人)、穎田(1人)
令和 2	50	110人	100人	100人	0人	29人	10人	10人	

扶助状況推移（8扶助／過去10年間）

生活支援課

（単位：千円）

種別 \ 年度	平成23年度	割合	平成24年度	割合	平成25年度	割合	平成26年度	割合	平成27年度	割合
生活扶助費	3,380,967	32.93%	3,396,938	32.88%	3,306,628	32.46%	3,289,253	32.18%	3,075,235	30.95%
住宅扶助費	951,165	9.26%	981,567	9.50%	998,270	9.80%	1,006,433	9.85%	997,878	10.05%
教育扶助費	78,180	0.76%	79,328	0.77%	75,694	0.74%	81,189	0.80%	74,946	0.75%
介護扶助費	152,920	1.49%	169,019	1.63%	164,361	1.61%	167,913	1.64%	183,792	1.85%
医療扶助費	5,588,869	54.43%	5,592,915	54.13%	5,542,064	54.40%	5,569,589	54.49%	5,508,425	55.45%
出産扶助費	11,290	0.11%	10,081	0.10%	9,962	0.10%	11,561	0.11%	7,803	0.08%
生業扶助費	47,232	0.46%	46,835	0.45%	45,529	0.45%	41,201	0.40%	38,269	0.39%
葬祭扶助費	22,623	0.22%	25,618	0.25%	18,741	0.18%	21,354	0.21%	17,961	0.18%
施設事務費	35,001	0.34%	29,632	0.29%	26,837	0.26%	30,615	0.30%	28,702	0.29%
就労自立給付費							1,517	0.02%	964	0.01%
進学準備給付費										
合 計	10,268,247	100.0%	10,331,933	100.0%	10,188,086	100.0%	10,220,625	100.0%	9,933,975	100.0%

種別 \ 年度	平成28年度	割合	平成29年度	割合	平成30年度	割合	令和元年度	割合	令和2年度	割合
生活扶助費	2,969,839	30.81%	2,849,557	29.30%	2,673,078	28.65%	2,503,011	28.12%	2,502,113	27.15%
住宅扶助費	997,198	10.35%	991,503	10.20%	992,571	10.64%	975,053	10.96%	977,515	10.61%
教育扶助費	71,353	0.74%	64,093	0.66%	52,843	0.57%	42,333	0.48%	42,800	0.46%
介護扶助費	192,608	2.00%	192,444	1.98%	207,086	2.22%	208,540	2.34%	216,668	2.35%
医療扶助費	5,321,637	55.21%	5,537,525	56.95%	5,322,077	57.04%	5,094,417	57.24%	5,378,289	58.37%
出産扶助費	8,494	0.09%	7,110	0.07%	3,384	0.04%	6,133	0.07%	8,122	0.09%
生業扶助費	34,221	0.36%	39,689	0.41%	33,375	0.36%	24,375	0.27%	33,192	0.36%
葬祭扶助費	14,905	0.15%	20,672	0.21%	18,457	0.20%	17,689	0.20%	21,902	0.24%
施設事務費	27,216	0.28%	20,352	0.21%	19,938	0.21%	23,488	0.26%	26,374	0.29%
就労自立給付費	1,640	0.02%	1,380	0.01%	1,933	0.02%	1,604	0.02%	1,991	0.02%
進学準備給付費					4,900	0.05%	3,100	0.03%	5,800	0.06%
合 計	9,639,111	100.0%	9,724,325	100.0%	9,329,642	100.0%	8,899,743	100.0%	9,214,766	100.0%

※令和2年度は予算額

無料低額診療事業補助金に関する概要

健幸・スポーツ課

飯塚市内で唯一、社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会飯塚嘉穂病院において「無料低額診療事業」が実施されています。

「無料低額診療事業」とは、経済的困窮が理由で適切な受診・治療が行えない方に適切な医療を受けていただくために診療にかかる医療費の自己負担分を無料あるいは減額する制度です。

コロナ禍において受診控えなどで多くの病院経営が厳しくなっている状況下で、生計困難者の方へのセーフティネットとしての機能を備えているこの事業を継続できるように補助金を支出するものです。

1. 補助金額 上限額は 10,000 千円
2. 交付対象 令和 3 年 4 月 1 日現在において無料低額診療事業を実施している病院
3. 補助対象事業 前年度無料低額診療事業利用者による減免診療費（コロナの影響による対象者拡大分含む）
4. 補助対象期間 令和 3 年度（1 年間）

—参考—

福岡県内の無料低額診療事業を実施している医療機関(福岡県ホームページより)

医療施設の名称	医療施設所在地市町村
福岡県済生会二日市病院	筑紫野市
福岡県済生会大牟田病院	大牟田市
福岡県済生会飯塚嘉穂病院	飯塚市
京町病院	京都郡苅田町
米の山病院	大牟田市
中友診療所	大牟田市
みさき病院	大牟田市

* 政令指定都市(北九州市及び福岡市)の医療施設を除く

ゲートキーパー養成研修会の過去の実績(回数、参加者数、対象、効果)

健幸・スポーツ課

年度	回数	参加者数	対象	効果
平成 30 年度	1 回	51 名	市役所新規採用職員	受講者への研修後のアンケート未実施
令和元年度	1 回	60 名	市役所新規採用職員	受講者への研修後のアンケートでは、92%の受講者が自殺対策について理解が深まったと回答
令和 2 年度	1 回	37 名	市役所新規採用職員	受講者への研修後のアンケートでは、97.3%の受講者が自殺対策について理解が深まったと回答

*これらの取組の効果は直接数値であられるものではありませんが、気づき、見守り・つなぐ事を知ってもらい、自分の命も大切、まわりの人の命も大切だと思えることが、自殺やいじめのない社会の実現につながることを目的としています。

乳幼児育成指導事業の実績

健幸・スポーツ課

	運動個別相談	8か月児の運動相談	言語個別相談	言語・運動相談	心理相談	あそびの教室 (親子の集団教室)	巡回相談
平成27年度	39回 67人	12回 156人 (集団教室で実施)	79回 207人	実施なし	24回 121人	12回 121人	82回 1524人 (個別相談80人)
平成28年度	21回 60人	12回 191人 (集団教室で実施)	79回 191人	実施なし	24回 119人	12回 119人	81回 1379人 (個別相談74人)
平成29年度	20回 54人	12回 164人 (集団教室で実施)	82回 198人	実施なし	24回 96人	12回 96人	83回 1534人 (個別相談111人)
平成30年度	21回 54人	24回 176人 (8か月児健診時個別相談)	89回 192人	11回 130人	24回 73人	12回 73人	86回 1587人 (個別相談141人)
令和元年度	21回 48人	24回 186人 (8か月児健診時個別相談)	73回 198人	26回 256人	24回 94人	12回 94人	85回 1589人 (個別相談121人)
講師職種	作業療法士	作業療法士	言語聴覚士	作業療法士・ 言語聴覚士	臨床心理士	作業療法士・ 保育士	臨床心理士・ 作業療法士等

産後ケア事業の実績と内容

健幸・スポーツ課

	ショートステイ		デイケア	デイケア (母乳育児相談)	アウトリーチ	計
	(利用者数)	(宿泊数)				
令和2年4月	1	1	0	7	8	16
5月	0	0	5	2	2	9
6月	2	2	3	11	4	20
7月	1	7	0	14	5	20
8月	2	6	2	14	6	24
9月	4	7	4	11	1	20
10月	1	3	2	3	11	17
11月	1	1	6	13	13	33
12月	2	2	12	12	1	27
令和3年1月	3	5	2	13	3	21
計	17	34	36	100	54	207

【ショートステイ(宿泊型)】利用者を短期入所させ産後ケアを行うもの。産後に家族のサポートがうけにくい場合等に利用する。

最大7日まで利用できる。分割利用も可能。助産師等が24時間体制で配置されサポートする。

【デイケア(日帰り型)】日中の支援者や身近に相談できる者がおらず現在行っている育児についてアドバイス等のサポートを受けるもの。

昼食の提供もある。

【デイケア(母乳育児相談)】医療機関や助産院等で母乳育児をサポートするためにケアを含め相談等に対応するもの。

【アウトリーチ(訪問型)】居宅を訪問して保健指導・ケアを行うもの。助産師をはじめとする専門職種が十分な時間をかけ対応するもの。

※デイケア(母乳育児相談)については1回のみ無料で利用できる。(その他のサービスは一部負担あり)

ヘルスケアプロジェクト事業、運動・スポーツ習慣化促進事業費の事業概要、同種の県事業に関する資料

健幸・スポーツ課

1. ヘルスケアプロジェクト

1) 内容

本市は「いづか健幸都市基本計画」において、「まちの健幸づくり・ひとの健幸づくり・仕事の健幸づくり」を基本方針に掲げ、各種事業を展開しています。

今回、SWC首長研究会に加盟する4市町で連携、国の地方創生推進交付金(交付率 1/2)を活用し、ボランティア活動を参加条件とした社会参画型大規模健幸ポイント事業として本プロジェクトを実施するものです。

第3期 SIB ICT 健幸プラットフォーム(23.3万人規模)
 【飯塚市(12.9万)・高石市(5.6万)・田原本町(3.2万)・湯梨浜町(1.6万)】
 参加者数：1年目5千人→5年目1万人
 5年目到達指標：市民の健康、医療費・介護費の抑制 など

2) 主な事業

○事業名：いづか健幸ポイント 2020 (年間最大 5,000 ポイント)

□内容：活動量計(貸与)又はアプリによる歩数データを活用。歩数や体組成の測定値、健康イベント参加等によりポイント付与
 関連事業として、健幸アンバサダー(情報を発信するインフルエンサー)の養成 など

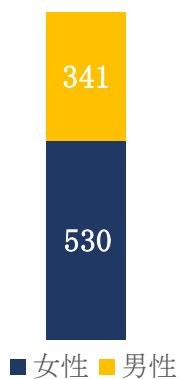
□対象：20歳以上の市民 □募集：650名 □期間：令和2年9月～令和3年2月

3) 実績 ※令和3年2月末現在

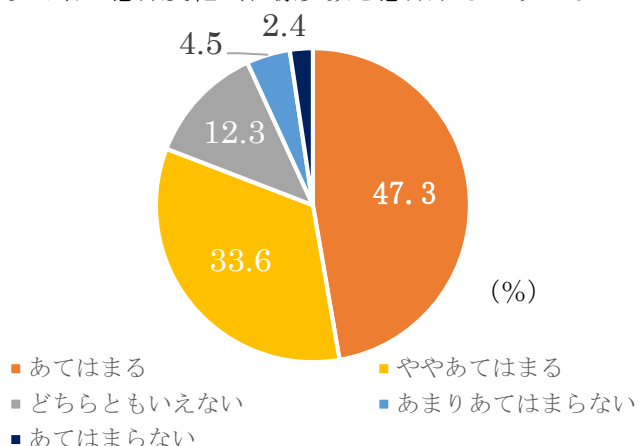
■参加者数(年代別・男女比)

年代	参加者数
20代	36人
30代	79人
40代	131人
50代	129人
60代	193人
70代	201人
80代	99人
90代	3人
計	871人

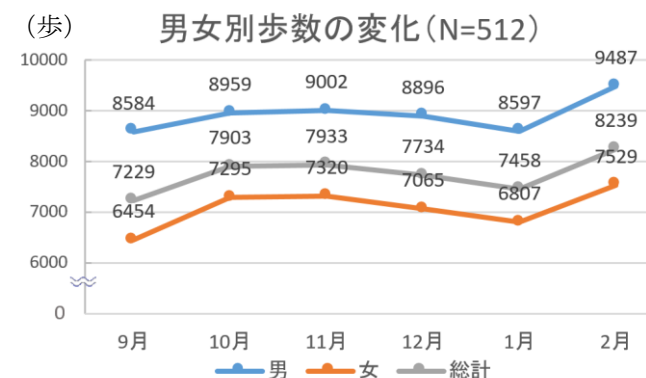
・令和3年2月末現在



■参加者の意識変化(目標歩数を意識するようになった)



■男女別歩数の変化(N=512)



2. 運動・スポーツ習慣化促進事業

1) 内容

事業目的は、別事業「ヘルスケアプロジェクト」と同様、従来行ってきた健幸事業に加え、特に健康無関心層の取り込みやハイリスク者（生活習慣病患者）の減少、また、高齢化により増加する運動器疾患フレイル該当者の減少を主たる目的とし実施するものです。

医療機関と連携しながら重点的にケアする事業を国補助金(定額)を活用して実施します。

2) 主な事業

○事業名：個別運動プログラム教室

□内容：「いづか健幸ポイント 2020」で使用する活動量計を用い実施。多様な層が参加できる安全かつ効果的 ICT を活用した個別処方型運動プログラムを提供、教室で運動プログラムを学習、自宅で実践。再び教室で指導者のもと、運動を行う。

3～6 カ月ごとの体力テストの結果をうけて、次の運動プログラムを習う。このサイクル（右図参照）を繰り返して、運動習慣化を図る。

□対象：40歳以上の市民 □定員：100名 □期間：令和2年9月～令和3年3月 □参加費：1,500円/月（月4回：週1回）

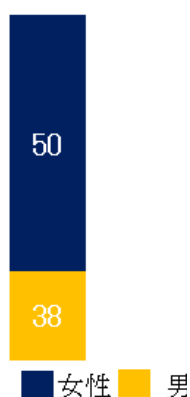
○健幸アンバサダー(情報を発信するインフルエンサー)の養成 など

3) 実績

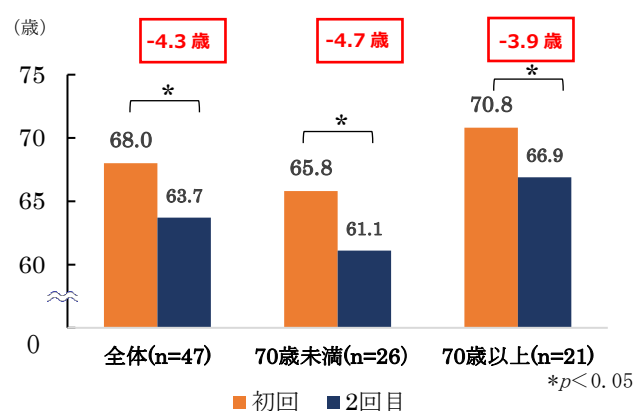
■参加者数（年代別・男女比）

年代	参加者数
40代	26人
50代	14人
60代	21人
70代	23人
80代	4人
計	88人

・令和3年2月末現在

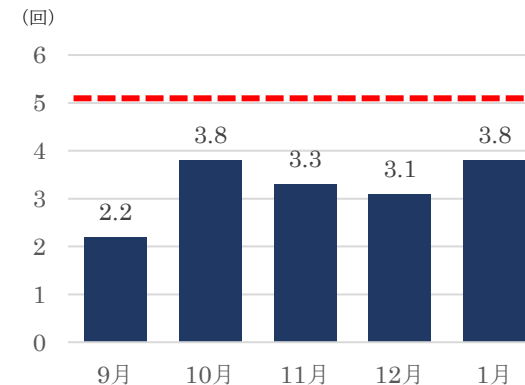


■体力年齢の変化（3カ月で約4.3歳の若返り） ・開始から3か月後の体力測定結果より



※体力年齢…体力測定6項目のそれぞれの得点を合計した体力得点と性別から換算した数値

■自宅での筋トレ回数の変化（週単位） ・令和3年度1月末現在



3. 同種の県事業に関する資料

【事業概要】

福岡県では県民の皆様の健康寿命を延ばすため、「ふくおか健康づくり県民運動」を推進しています。今般、県民一人ひとりが日々の運動や食生活の改善、健（検）診の受診、健康教室やイベントへの参加などの健康づくりに、積極的に、楽しみながら、継続的に取り組んでいけるよう、健康アプリを開発しました。アプリでは、歩数に応じたポイント付与や、協力店でのお得なポイント利用など楽しく続けられる機能や仕組みをご用意しております。ぜひ毎日の健康のために健康アプリをご活用ください。

※福岡県HP「ふくおか健康ポイントアプリ」ページより抜粋

【主な事業】

○事業名：ふくおか健康ポイントアプリ

内 容：健康アプリをダウンロード

必要な設定を行い、日々の歩数、健康記録、イベント参加など、健康づくりの取組みに応じてポイントが付与一定のポイントが貯まると協力店のサービス利用や素敵なプレゼントが当たる抽選を実施しております。

特 典：期間中に一定以上のポイントを貯めた場合、抽選により賞品がもらえる。協力店による得点の提供。各協力店がサービスを提供（ドリンク無料など）

※福岡県HP「ふくおか健康ポイントアプリ」ページより抜粋